

## 船橋市生涯学習奨励ポイント事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生涯学習活動の実績に応じ称号を授与することにより、市民等の学習意欲を高めるとともに、学習成果を適切に生かすことのできる環境整備に寄与するため実施する船橋市生涯学習奨励ポイント事業(以下「学びポイント事業」という。)に関し、必要な事項を定める。

### (事業内容)

第2条 学びポイント事業は、この事業に参加する者(以下「参加者」という。)が対象となる生涯学習活動を行った場合に、参加者に対してポイント(以下「学びポイント」という。)を付与するとともに、参加者の申請により学びポイント取得数に応じて称号を授与する。

### (事業の実施主体)

第3条 実施主体は、船橋市生涯学習推進本部設置要綱第1条により設置する船橋市生涯学習推進本部(以下「推進本部」という。)とする。

### (対象者)

第4条 参加の対象は、市内在住、市内在勤又は市内在学の者とする。

### (対象学習活動)

第5条 学びポイント付与の対象となる生涯学習活動は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる課及び教育機関が主催又は共催する社会教育に関する講座、討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会(以下「講座等」という。)への参加

ア 船橋市教育委員会組織規則(平成4年船橋市教育委員会規則第1号)第9条第1項に掲げる生涯学習部の課

イ 船橋市教育委員会組織規則別表第1及び別表第2に掲げる教育機関(総合教育センターを除く。)

(2) 次に掲げる施設の指定管理者が当該施設の管理の一環として、主催又は共催する社会教育のための講座等への参加

ア 船橋市図書館条例(平成28年船橋市条例第27号)第2条第2項に規定する図書館(西図書館を除く。)

イ 船橋市民ギャラリー条例(平成4年船橋市条例第34号)第2条第2項に規定する市民ギャラリー

ウ 船橋市茶華道センター条例(平成4年船橋市条例第35号)第2条第2項に規定する茶華道センター

エ 船橋市少年自然の家条例(令和2年船橋市条例第23号)第2条第2項に規定する少年自然の家

オ 船橋市総合体育館条例(平成5年船橋市条例第18号)第2条第2項に規定する

総合体育館

カ 船橋市武道センター条例（昭和62年船橋市条例第12号）第2条第2項に規定する武道センター

キ 船橋市都市公園条例（昭和39年船橋市条例第42号）別表第3に掲げる船橋市運動公園及び法典公園

(3) 船橋市博物館条例（平成12年船橋市条例第48号）第2条第2項に規定する博物館への入館

(4) 船橋市生涯学習サポート事業登録者による当該事業の実施

(5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項に規定する地域学校協働活動への参加

(6) その他推進本部が認める事業への参加

（生涯学習活動の分類）

第6条 前条に規定する生涯学習活動は、次の5分野に分類する。

(1) 健康・スポーツ（健康やスポーツ等に関するもの）

(2) 文化・教養（文学、芸術、政治・経済、時事問題、教育等を広く学習するもの）

(3) 地域活動（地域の団体活動、ボランティア活動、地域防災、地域における環境保全活動等に必要な知識や技能を習得するもの）

(4) 能力・自己開発（日常生活や職業に必要な知識や技能を習得するもの）

(5) 郷土理解（郷土の歴史、民俗等の学習や自然とのふれあいをすすめるもの）

（学びポイントの付与）

第7条 参加者は、別に定める生涯学習活動を記録するための帳簿（以下「学びノート」という。）を入手することにより学びポイント事業に参加することができ、第5条各号に掲げる生涯学習活動を行ったとき、学びノートに学びポイントの付与を受けることができる。

2 学びポイントは、参加者が第5条各号に掲げる生涯学習活動を行った場合に1ポイント付与され、その生涯学習活動が1時間を超える場合は2ポイントの付与を受けることができる。ただし、参加者が第5条第3号に掲げる生涯学習活動その他主催者による時間に定めのない生涯学習活動を行った場合には、要した時間にかかわらず学びポイントの付与は1ポイントとする。

3 前項の規定にかかわらず、推進本部が別に定める期間にあつては、前項のポイントに1ポイント加算して付与することができる。

4 学びポイントは、翌年度以降に繰り越すことができる。

5 学びポイントは、第三者へ譲渡することはできない。

（授与する称号）

第8条 推進本部の本部長（以下「本部長」という。）は、参加者の申請により、参加者が

取得した学びポイント数に応じて称号を授与することができる。

- 2 前項の称号の種類とそれぞれ必要となる学びポイント数は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 第6条各号に規定する分野ごとに、取得した学びポイント数に応じて、その分野名に別表に規定する称号を冠し認定する。
  - (2) 前項の規定に加えて、第6条各号に規定する分野を通じて取得した学びポイント数に応じて、100ポイントごとにその学びポイント数にふなばしマナビストの称号を冠し認定する。

(称号の申請)

第9条 称号を希望する参加者（以下「申請者」という。）は、学びポイント事業称号授与申請書（第1号様式）に学びノートの写しを添えて、本部長に提出するものとする。

- 2 本部長は、前項に規定する申請の内容が前条第2項各号に該当すると認められるときに称号を授与するものとし、学びポイント事業称号授与結果通知書（第2号様式）により申請者に通知する。
- 3 推進本部は、称号の授与を受けた者（以下「受称者」という。）の氏名及びその称号を船橋市ホームページに掲載することができる。ただし、受称者の同意がない場合は、この限りでない。

(ポイントの再発行)

第10条 ポイントの再発行は原則として行わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は推進本部が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月5日から施行する。
- 2 第5条第1号に掲げる生涯学習活動について、令和4年度にふなばし市民大学校を修了する者に対しては30ポイントを付与するとともに第9条第1校及び第2項に依らずふなばし学士☆の称号を授与する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

## 別表

ポイント数	称号
30ポイント	ふなばし学士☆
60ポイント	ふなばし学士☆☆
90ポイント	ふなばし学士☆☆☆
120ポイント	ふなばし修士☆
150ポイント	ふなばし修士☆☆
180ポイント	ふなばし修士☆☆☆
210ポイント	ふなばし博士☆
240ポイント	ふなばし博士☆☆
270ポイント	ふなばし博士☆☆☆

第1号様式

学びポイント事業称号授与申請書

年 月 日

船橋市生涯学習推進本部

本部長 あて

学びポイント事業による称号を申請します。

1 申請者

ふりがな 氏名	
住所	〒
生年月日	
電話番号	
電子メール	

2 申請する称号（該当する項目にチェック✓をしてください。）

(1) 分野別

	健康・ スポーツ	文化・ 教養	地域 活動	能力・ 自己開発	郷土 理解
30ポイントふなばし学士☆					
60ポイントふなばし学士☆☆					
90ポイントふなばし学士☆☆☆					
120ポイントふなばし修士☆					
150ポイントふなばし修士☆☆					
180ポイントふなばし修士☆☆☆					
210ポイントふなばし博士☆					
240ポイントふなばし博士☆☆					
270ポイントふなばし博士☆☆☆					

(2) 総ポイント数

ポイント
------

※100ポイントごとに「ふなばしマナビスト」の称号を授与します。

3 船橋市ホームページへの氏名及び授与された称号の掲載について

称号を受けた方の氏名及びその称号を船橋市ホームページに掲載することがあります。

希望有無	内容
	船橋市ホームページへの掲載を希望する
	船橋市ホームページへの掲載を希望しない

第2号様式

学びポイント事業称号授与申請結果通知書

年 月 日

様

船橋市生涯学習推進本部  
本部長

年 月 日付で申請のあった学びポイント事業の称号について、下記のとおり通知します。

1 授与します

授与する称号

2 授与しません

申請のあった称号

授与できない理由